規則第８号

北海道国民健康保険団体連合会退職給付引当資産管理運用規則の一部改正について

北海道国民健康保険団体連合会北海道国民健康保険団体連合会退職給付引当資産管理運用規則（平成 27 年規則第 14 号）の一部を次のとおり改正する。

（傍線部分は改正箇所）

改　正	現　行
（引当資産の額） 第２条　引当資産の額は、毎年度予算をもって積み立てるものとする。 ２　引当資産の額は、当該年度の職員の退職手当要支給額を上限とする。 【削る】 附　則 この規則は、公布の日から施行する。	（引当資産の額） 第２条　引当資産の額は、毎年度予算をもって積み立てるものとする。 ２　引当資産の額は、当該年度の翌年度以降５年以内に定年退職が見込まれる者に支給する退職手当要支給額の５分の１に相当する額を超えない額とする。 ３　当該年度において、勧奨退職者及び中途退職者にかかる退職手当に充てるために引当資産を費消した場合は、その費消額を前項に規定する額と合算して、翌年度以降積み立てることができる。